

第38号議案

愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の
発電の促進に関する条例の一部改正について

上記の議案を提出する。

愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する
条例の一部を改正する条例

愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する
条例(平成28年愛南町条例第32号)の一部を次のように改正する。

附則第2項(見出しを含む。)中「第11条並びに第15条第1項第2号及び同条第2
項」を「第14条及び第15条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和3年6月11日提出

愛南町長 清水 雅文

提案理由

本則の改正にあわせて、附則の改正をするため。

愛南町豊かな自然と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する
条例 新旧対照表

現行	改正案
<p>本則 略 附 則 1 略 (第5条、<u>第11条並びに第15条第1項第2号及び同条第2項</u>の適用) 2 第5条、<u>第11条並びに第15条第1項第2号及び同条第2項</u>の規定については、次に定める場合を除き、全ての発電事業に適用する。 (1)、(2) 略</p>	<p>本則 略 附 則 1 略 (第5条、<u>第14条及び第15条</u>の適用) 2 第5条、<u>第14条及び第15条</u>の規定については、次に定める場合を除き、全ての発電事業に適用する。 (1)、(2) 略</p>